

2023年7月

お客さま各位

株式会社七十七銀行

法人向け電子交付サービスによるインボイスの交付について

いつも七十七銀行をご利用いただき誠にありがとうございます。

さて、2023年（令和5年）10月1日からインボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始されます。当行は適格請求書発行事業者としての登録を受けておりますので、お客さまがお取引にあたって当行に対して各種手数料をお支払いいただいた場合、お客さまは各種手数料に含まれる消費税につき、当行の交付する適格請求書（インボイス）に基づいて消費税の仕入税額控除を受けることができます（注）。

注. 具体的な要件等につきましては、顧問税理士等にご相談ください。

お客さまが当行に対し、口座自動振替の方法でお支払いいただいた各種手数料につきまして、新たに「各種手数料に関するインボイスのお知らせ」を電子交付させていただくことといたしましたので、ご通知いたします。

記

1. 交付する書類について

- 名称：「**各種手数料に関するインボイスのお知らせ**」
- お客さまが当行に対して「口座自動振替」の方法でお支払いいただいた各種手数料につきまして、毎月初日から月末日までの1カ月分を集計して記載いたします。
- インボイスの要件を満たしておりますので、お客さまが消費税の仕入税額控除を行う際に利用することが可能です。

2. 交付方法について

- 「法人向け電子交付サービス」の対象帳票に「各種手数料に関するインボイスのお知らせ」(PDF形式)を追加します。
- 原則として、前月分を翌月2日より閲覧可能です。(初回は2023年6月分となります。)
- 作成された時期から一定期間閲覧可能ですが、原則として13カ月経過後は閲覧できなくなりますので、適宜ダウンロードのうえご利用ください。

3. 口座自動引落となる取引がない月の場合

- 月初日から月末日までの間に口座自動引落となる取引がなかった場合、その月に関しては「各種手数料に関するインボイスのお知らせ」の作成・交付を行いません。
- また、作成の有無等については特段のご連絡は差し上げませんので、お客さまにて電子交付の状況を適宜ご確認いただきますようお願いいたします。

インボイス制度への対応、および電子交付に関する各種手続きなどにつきましてご不明な点等がございましたら、お取引店の窓口までお問い合わせください。

以 上